

# 植民地台湾の 経済と社会

編 老川慶喜・須永徳武  
谷ヶ城秀吉・立教大学経済学部

日本経済評論社

## 第1章 大租権土地制度の分析

呉 聰 敏

### はじめに

1905年2月15日、台湾総督府は全台湾の大租戸に対して大租権補償金を交付し、大租権の強制買上をはじめた。同年3月末までに、総計377万9479円の補償金を交付し、そのうち10万7043円が現金、残りが公債でまかなわれた。1905年の台湾農畜産業の総生産額は6720万円であるため、大租権補償金は同年における農畜産業の生産額の17.8%に相当した<sup>1)</sup>。総督府は大租権を買い上げると、全台湾の大租権の消滅をただちに告示した。土地調査事業を担当した臨時台湾土地調査局は、「数百年來難件たる大租権は茲に消滅に帰し」と指摘し、これは台湾土地制度上の一大革新であるとみなした<sup>2)</sup>。

清朝統治期、台湾には「一田両主」と呼ばれる1つの土地に大租戸と小租戸の2つの地主が並存できる制度があった。清朝の官僚たちの多くは、大小租の土地制度が経済発展を妨げていると考えていた。大租金は正当な手段で獲得した財とはみていなかったのである。劉銘伝が「清賦」と呼ばれる土地調査事業を推進したとき、嘉義県長官の羅建祥は提言の中で「大租戸は少しも労力を払うことなく、ただ座して漁夫の利を得ている」と述べている。しかし、彼は多くの大租権を承認せざるをえなかった。買い上げて「消滅させるのはもはや容易ではない」とみたからである<sup>3)</sup>。大蔵省主税官の吉井友兄は日本統治初期の台湾の税制を視察し、彼も一田両主制度は撤廃するべきと考えた。なぜなら、

その制度が複雑すぎて、紛争が発生しやすいとみただからである<sup>4)</sup>。1920年代後半、矢内原忠雄は、台湾経済の発展を分析した際に、総督府が大租権を消滅させたことで、土地権利関係が明確になり、その取引が安全になったと評価した。彼は、このような経済上の利益により、日本の企業家が進んで台湾に投資するようになったとし、土地調査事業が日本統治初期の「資本主義化」の基礎事業の1つであるとみなした<sup>5)</sup>。

大小租制度は、中国の福建省でもみられたが、台湾では特に普及していた。清朝統治期の台湾の経済発展を分析したあらゆる文献が大小租制度について言及している。しかし、大小租制度の性質を分析した研究は多くない。たとえば、江丙坤の研究は、土地調査事業の過程についてかなり詳しく説明しているが、大小租制度の性質について多くは記していない<sup>6)</sup>。台湾の大租権の土地制度は、1905年に消滅したとはいえ、いまだ解明されていないいくつかの問題がある。第一に、台湾ではなぜ大小租制度が盛んに行われていたのか。第二に、大小租制度が経済発展の妨げになっていたとしたら、なぜ台湾では大小租制度が展開できたのか。

本章は臨時台湾土地調査局の調査資料を利用して、台湾の大小租制度の形成過程と性質について分析する。大小租制度は、開墾の権利者と実際の開墾者が同一人物ではないという制度として形成された。大小租権とは土地財産権であるため、まず第1節においてオランダ統治時代以来の土地所有権制度の発展について説明し、次いで第2節で台湾の大小租制度の起源について分析する。各種文献を総合してみると、筆者は、大小租制度は明代鄭氏時代に出現したと判断した。第3節では、なぜ台湾で大小租制度が盛んに行われたのかについて解釈を試みる。筆者は、第一の要因として、清朝統治初期の官府が発給した開墾証はいずれも面積が広大であったからとみる。第二の要因として、大小租制度は、開墾証の所有者と実際の開墾者の間の監督コストの問題を解決するのに役立つからとみる。このような分析をより一歩進めて、大租の比率が比較的高い田畑が広がる地区は、漢人が比較的早く入植した地区であると推論した。第4節では臨時台湾土地調査局の資料を利用して、台湾の大租権の分布を分析す

ると同時に、先の推論を検証する。

## 第1節 台湾土地所有権制度の発展

オランダ人が台湾に来る前、台湾原住民はすでに土地財産権の概念をもっていた。1624年、オランダ東インド会社の人員が初めて大員（現在の台南）に到着したとき、「この島の原住民たちが互いに激しく争っている」のを眼のあたりにした<sup>7)</sup>。なぜ原住民の間で衝突が起こっていたのか、オランダ人はこのときは説明していないが、その原因の1つはおそらく原住民の狩場をめぐる土地財産権の紛糾であったろう。

財産権の紛糾が原住民の間で少なくなかったことは、オランダ東インド会社が大員に商館を設立してから、原住民とオランダ人の間でも財産権の問題により衝突が発生したことに示されている。1630年代半ばまでに、オランダ人は台湾の統治者として居座るようになり、台湾の土地はオランダ東インド会社のものと考えていた。1635年、オランダ人は麻豆社原住民と和睦し、その第2条で、麻豆社原住民は主権を完全にオランダ東インド会社に移譲することを謳った。ただし、オランダ東インド会社の統治のもと、麻豆社原住民は「その先祖伝来の地の物産を利用、享受する権利」を有するとされた<sup>8)</sup>。

1630年代にオランダ人と和睦を結んだ原住民はごくわずかであった。1638～39年の間に、オランダ人が鹿狩りの許可証を中国人に発給し、虎尾壠社の狩場に入ることを認めると、原住民と中国人狩人の中で深刻な衝突を引き起こした。原住民が中国人狩人を狩場から追いだすと、オランダ人は数度にわたり軍を派遣し、虎尾壠社原住民を討伐した。その後も、オランダ人と台湾原住民の間の衝突は続いた。しかし、東インド会社の財産権制度は原住民の先祖伝来の地の物産を利用する権利を認めており、原住民が自らの土地を開墾することも奨励していた。

1661年4月、鄭氏の軍隊が陸赤崁（現在の台南）に上陸し、オランダ人をゼーランディア城に包囲した。同年9月、鄭成功は、捕虜となっていたオランダ人

測量士を派遣して水田の面積を測量させたところ、水田の面積は4000 morgenに満たなかった。しかし、これはおそらく台南付近の水田面積にすぎず、全台湾の水田面積はもっと広がったはずである<sup>9)</sup>。オランダ東インド会社の記録によると、1657年台湾の耕地面積は8070 morgenであった<sup>10)</sup>。1662年2月、オランダ人が鄭成功に投降すると、鄭政権はオランダ東インド会社の官有地を接收したが、原住民の土地ではオランダ統治期の制度が維持され、原住民の土地所有権も認められた。鄭政権の時代、食糧不足は深刻な問題の1つであった。食糧の増産を奨励するために、鄭政権は土地所有制度の重点を食糧政策に置いた。たとえば、鄭成功が各地の開墾地に軍隊を派遣した際は、原住民と先住していた漢人の土地を侵犯してはならないと厳格に定めていた<sup>11)</sup>。

1683年、鄭克塽が清朝に投降すると、鄭政権がオランダ東インド会社から接收した土地は、清朝の官員によって引き継がれた。それはのちの文献で「王田」(別称「官田」)と呼ばれている。清朝中央が台湾接收のために最初に派遣した官員は、諸羅県令の季麒光である。彼は、その著作『東寧政事集』の中で、接收過程で直面した問題について説明している。その記録によると、鄭政権が清朝に移譲した王田は9782.89甲あり、これはオランダ人が鄭政権に投降したときに差し出したすべての土地に相当するとみられる。王田のほかに、清朝は20271.84甲の「文武官田」(別称「私田」)も接收した。『諸羅雜識』の説明によると、文武官田の由来は「鄭氏一族及び文武の偽官僚と家来の有力者が佃戸を集めて開墾したもので、自らその地代を集め、政府に納めていた」<sup>12)</sup>。季麒光も同じような説明をしている。「文武諸人がそれぞれ佃戸を招いて、牛と種を与え、地代を集め、税を納めた」<sup>13)</sup>。

季麒光が鄭政権から接收した王田と文武官田の合計は30054.73甲である。その後、清朝中央はこれらの土地を「ことごとく民業に帰する」と決めた<sup>14)</sup>。季麒光が整理した清朝統治初期の台湾地方政府の財政収入に基づいて判断すると、この3万甲の土地はあたかも無償で民間部門に移譲されたかようになっている。もし有償であれば、台湾の地方財政収入の中に、土地の販売収入の項目があるはずであるが、実際にはこの項目の記録はない。この3万甲の土地の価値はか

なり高かったのに、清朝中央はなぜ無償移譲を決定したのであろうか。受け取ったのは誰であらうか。これは人々の好奇心を引く問題であるが、現在のところ回答はない。

王田と文武官田のほかに、「営盤」と呼ばれる土地があった。これは「鎮圧軍の兵たちが駐在する場所で自ら耕した土地」である。その面積の記載は見当たらず、その後どのようになったのかも不明である<sup>15)</sup>。季麒光は鄭時代に開墾された営盤を土地税収の体系に組み入れたいと考えていたが、成功しなかった。彼はのちに、土地税が納められるべき田畑の中に営盤が含まれないと述べている。また、王田と文武官田の整理が終わった後で、土地税を納めるとされた「実際に耕されている田畑」は18454.26甲にすぎなかった。鄭政権から接收した面積よりも11600.47甲も少なかった<sup>16)</sup>。この1万甲余りの土地は、清朝の高官と将軍の手に落ちた可能性が非常に高い。この点について節を改めてみてゆこう。

## 第2節 大小租制度の起源

臨時台湾旧慣調査会が出版した『台湾私法』は、大租権を詳細に分類し、それぞれの大租権の由来について説明している<sup>17)</sup>。その説明を総合すると、そもそも大租戸とは、土地開墾の権利を保有しながら土地を自ら開墾せず、契約を通じて土地の開墾を他人に委ねた者を指す。土地開墾の成功ののち、開墾土地の権利者が大租戸となり、実際の開墾者が小租戸となった。

台湾の大小租制度はいつ始まったのであろうか。文献上、この問題は具体的に論じられていないが、『台湾私法』は、一田両主の制度が中国福建地方においても見られ、清国統治初期に漢人が台湾に開墾に来ると同時に導入された制度であると説明している<sup>18)</sup>。この説明は、台湾の大小租制度の起源を清朝統治初期にもとめている。しかし、吉井友兄は、台湾では鄭氏時代から大小租制度が存在していたという見解を提起している<sup>19)</sup>。前節で紹介した『諸羅雜識』では、文武官田の由来を次のように説明していた。「…(略)…有力者が佃戸を集

めて開墾したもので、自らその地代を集め、政府に納めていた」。このなかの「佃戸を集めて開墾した」というのが、土地開墾の権利を持つものが開墾する人を集めたことを指し、「自らその地代を収め」というのが大租を指している。このように解釈すれば、台湾の大小租制度は鄭氏時代に出現した。

鄭氏の投降後、清朝中央は鄭氏の軍隊および官員をすべて大陸に移送した。われわれはこの人たちの中に大租戸の身でありながらも、台湾の大租権を再び保有することがなわななかった人がいたのではないかと推測する。そうだとしたら、彼らの大租権は誰の手に落ちたのであろうか。清朝が台湾を平定する際に功績があった施琅大將軍が、権力を利用して鄭時代に開墾が済んでいた田畑を占有したという風聞がある<sup>20)</sup>。諸羅県令の季麒光が福建長官に内々に申し立てた文章によると、鄭氏の投降後、施琅の管事である葉虔が台南新化里の民田を強引に営盤に指定し、その土地に上中下の等級の区別を設けず、甲あたり一律18石の地代を徴収したとある。鄭氏時代、上等の王田の甲あたりの地代が18石であった<sup>21)</sup>。つまり、葉虔は上等の王田と同等の地代を課していた。このほかにも、施琅の管事であると自称するものが鄭氏時代に開墾済みの営盤を占拠し、「2、3千甲を下らず、土地簿冊に報告せず、穀物も出さず」という事例があったことも季麒光は指摘している。

季麒光の証言から推測するに、鄭氏時代の台湾の大租権は、最終的にその大部分が施琅の手に落ちたようである。季麒光は、接收した田畑が清朝の高官や將軍の手にわたるのを阻止しようと心を砕いたが、施琅は台湾平定の功績をもつ大將軍であり、かたや季麒光は諸羅県令という小さな身分にすぎなかった。結末は誰もが予想できるものであった。文献では、もう1つの説明の記載がみられる。施琅は鄭氏征討の功績により、清朝中央から旧鳳山、安平、嘉義の3県下の広大な土地を与えられた。施琅は佃戸を招いて開墾を行い、開墾ののち、甲あたり8石の大租を徴収した<sup>22)</sup>。その面積はかなりの広さであったようである。施琅の土地の開墾を引き受けた佃戸が納める大租は、施侯租という特別の名称で呼ばれた。日本統治初期の土地調査によると、施家は3000甲近くの土地をまだ所有し、それは嘉義庁、塩水港庁、鳳山庁に集中していた<sup>23)</sup>。

### (1) 政府への開墾申請

施侯租とは対照的に、1685年沈紹宏の諸羅県鹿野草々地の開墾請願は、清朝統治初期に開墾申請を通じて大租権を取得した事例である。

沈紹宏が申請した…(略)…北路の鹿野草の荒地は、もとは鄭偽政権時代の左武驥將軍の営盤の1つであり、非常に広大で、開墾を申請するものがいなかったが、天台准宏にお祈りをして、李嬰を管事とした。佃戸を募集して開墾を行い、3年後に税を国庫に納める…(略)…<sup>24)</sup>。

「佃戸を募集して開墾を行い」の記述が示すように、沈紹宏は自ら開墾をせず、佃戸を招来して開墾しようとしていた。また、土地開墾の成功ののち、沈紹宏が大租戸となる形式になっている。

沈紹宏の開墾土地の権利は、政府に対する開墾申請書に依拠するものである。このほかに、清朝統治初期に漢人が開墾権利を取得する場合、原住民から土地を購入する、あるいは原住民と土地の開墾を契約する方法があった。『台湾私法』は、大小租制度の起源を次のように説明している<sup>25)</sup>。

草創の際制度挙げず紀綱張らざりしを以て富豪紳衿は此機を利用し広大な地区を占領し開墾に従事するに至れり而して当時台湾の地たる其一半は政府の治下に在りたるも大半は尚蕃人の占有に帰せしが故に開墾者は皆或は官に請ひて開墾権を得或は蕃人と協し或は代価を与えて埔地の給出を受けた。

『鳳山県志』は、土地所有権者からみて台湾の田畑を4つに分類している<sup>26)</sup>。官庄、業戸、管事、番社である。官庄は政府が佃戸を招いて開墾した土地である。業戸は民間側から「請墾し税を納める、あるいは自ら土地を購入して税を政府に納める者」である。そのうち、「請墾」とは、政府に開墾照を申請することを意味し、「自ら土地を購入」とは、漢人が原住民から未開墾地を購入す

ることを意味する。

## (2) 番租

前節でみたように、歴代の台湾の植民政府は原住民の土地財産権を認めていた。オランダ東インド会社、鄭氏政權、そして清朝政府も認めていた。そのため、清朝初期、台湾西部平原の広大な地の大半は原住民のものであった。原住民が社有地の土地財産権をもつ場合、清朝政府は原住民が土地を貸し出したり、販売したりするのに干渉することはできなかった。しかし、実際は、清朝政府は原住民と漢人の間の土地取引に早期的に制限を課している。『台湾私法』は、「番地は雍正2年の規定で貸し出すことは認めるが、抵当に入れたり販売したりすることは認められなかった」<sup>27)</sup>と指摘しているが、この政策の由来については説明していない。清朝政府は、およそ1737~38年の間に、漢人が原住民の土地を購入するのを認めない政策を定めた。最初に、巡台御史の白起図が1737年に「地方各官に対して民間人が番地を私的に購入するのを厳禁するように戒める」奏准をしている<sup>28)</sup>。1年後、総督の郝玉麟も「今後は民間人が番界に侵入し、番業を購入するのを認めない」と奏准している<sup>29)</sup>。このような規定があったとはいえ、地方官員が確実に執行できたわけではなかった。

現在までに残されている契約記録の中に、われわれは原住民の土地販売の実例をみることができる。たとえば、1733年台中地区の開墾契約の中では、「佃戸を募集した業主楊泰盛が買い置いた草地在一カ所ある」という記述がある。この草地とは楊泰盛が原住民から購入したものに違いない。そのほかにも、臨時台湾土地調査局は、雍正年間に漢人移民の汪淇楚が竹塹社原住民の土地を購入した事例を記録している<sup>30)</sup>。以上2つの事例に見るように、漢人が原住民から土地を購入した後、佃戸を招いて開墾を行い、大租戸になるという経路も存在した。

原住民が土地を売りたい場合、漢人は開墾の契約だけを結ぶことも可能であった。開墾権利を取得したのち、漢人は自分で開墾する場合もあったし、別の開墾者を探す場合もあった。前者の場合、原住民が大租戸となり、実際の

表1-1 大租の起源

1. 大租 (漢人: 政府より開墾証取得)	→ 小租 (開墾者)	→ 耕作佃人
2. 大租 (漢人: 原住民より土地購入)	→ 小租 (開墾者)	→ 耕作佃人
3. 番租 [大租] (原住民の土地)	→ 小租 (開墾者)	→ 耕作佃人
4. 番租 (原住民の土地) → 大租 (漢人)	→ 小租 (開墾者)	→ 耕作佃人
5. 官大租 (政府所有の土地)	→ 小租 (開墾者)	→ 耕作佃人

開墾者である漢人は小租戸となる。後者の場合、原住民と開墾契約を結んだ漢人が大租戸となり、実際の開墾者が小租戸となる。いずれの場合であっても、原住民が獲得する地代は一般的に番租と呼ばれた。

原住民が土地を貸して漢人が開墾する事例の1つは、台北興直堡地区の武勝湾社である。1730年武勝湾社の原住民は「余っている荒地」を「墾戸の楊道弘に委ねて、佃戸を招いて開墾させた」。その条件は楊道弘が毎年「本社に対して銀50両を支払う」とされた。実は、楊道弘は先立つ1727年に官府に対して開墾の申請をしていた。官府が発給した開墾証の中に次のような文章が含まれていた。「この地はもともと荒地であり、番民もそれを心得ているから、それまでに開墾が申請されることはなかった」。このように、楊道弘はこの地区は武勝湾社の活動範囲であることを理解していたが、前もって官府に開墾の許可を申請した後で、原住民と改めて開墾契約を結んでいる<sup>31)</sup>。

以上の事例以外の大小租権形成の形態については、表1-1の中で重要なものを列挙した。清朝統治初期、清朝中央は台湾に対して隔離政策を採用し、漢人が台湾に行って開墾するのを規制していた。雍正年間に入ると、隔離政策は徐々に植民政策に置き換えられていった。1724年雍正帝は「福建台湾の各番の鹿狩場は広大であり開墾が可能である。地方官は各番租を調べ人民が耕作できるよう良く理解するよう命じる」と命令している。この命令は、原住民が「各番の広大な鹿狩場」に対して土地所有権をもっていること、そして清朝政府が漢人に対して租借方式によって原住民の土地を開墾することを認めていた点を明確に示している。しかし、1737年以後、清朝中央は漢人が番地を購入することを認めないと規定した。そのため、表1-1中の第二の経路は非合法的に開

墾権利を取得する方法であった。

### 第3節 台湾ではなぜ大小租が興隆したのか

台湾ではどれくらいの土地に大租があったのか。清朝の官員は大小租制度の影響については関心を払ったが、清朝統治期の統計は残されていない。日本統治初期、臨時台湾土地調査局が土地調査を実施したのち、大租の負担がある地域は全島の田畑の10分6であると判明した<sup>32)</sup>。台湾はなぜこんなにも多くの大小租があったのか。前節の分析から明らかなように、大租の起源は開墾権利をもつ者が土地を開墾する人を求めたことに由来する。このように、この問題もまた1つの問題を生む。なぜこんなにも多くの開墾権利者たちが自分で土地を開墾しなかったのか。

#### (1) 開墾面積

清朝統治時代、官府の土地開墾に対する規定はとても簡単であった。①何人(土着あるいは流寓)であれ関係なくみな開墾を申請できる。②開墾する土地は最初に官府の同意を得る必要がある<sup>33)</sup>。開墾後、官員によって田畑の面積の大小が測量され、田賦の納入がはじまる。この田賦を陸科と言った。1722年以前、開墾から3年後に陸科が課せられた。1723年からは、陸科は水田の場合6年後、畑の場合10年後に延長された。規定によると誰でも開墾申請ができるがあるが、事実上「有力者」だけが開墾証を取得できる手段をもっていた。また、清朝官員の言葉によると、清朝統治初期の有力者はしばしば広大な面積の開墾証を取得できた。

例を挙げると、前節で紹介した沈紹宏が申請した鹿野草地、この開墾面積はどれくらいであったのか。日本統治初期の土地調査によると、沈紹宏が開墾した区域は嘉義庁の鹿仔草堡にあたり、全堡の水田面積は1977甲であった<sup>34)</sup>。1720年代後半、台湾知府沈起元は、「漢人の開墾がはじまると、開墾申請は向かうところ、西部では海岸まで、東部では山の境界に至るまでさまざまであり、

1つの申請で数百甲と際限がない」と述べている。沈起元は、業戸が開墾請負を行うのが甚だしい場合、治安上の問題が発生するだけでなく、農業生産力にも影響が出ると考えた。そのため彼は「例えば1人につき牛1頭あたり10甲の開墾とすれば、開墾面積が容易に広がることはない」という限田法を建議した<sup>35)</sup>。同時期に、淡水同知の王汧も同じような現象を観察し、「農民が自分で土地を所有して開墾する場合のみの許可にとどめ、農夫1人あたり5甲を超えず、10人が連環して互いに維持するようにし、3年の定限を設ける…(略)…」という建議を提出した。しかし、この2つの建議はいずれも採用されることはなかった<sup>36)</sup>。

漢人が開墾権利を取得するもう1つの経路は、原住民から土地を購入することである。原住民はなぜ土地を売りたいと考えたのだろうか。われわれは原住民の生産方式の改変が関係していると推測する。台湾は鄭氏時代の末期にいたるまで大量の鹿皮を輸出していたが、清朝統治初期になると、漢人が続々と台湾にやってきて開墾をはじめ、平地の鹿が減少した。オランダ時代、台湾原住民は農耕と狩猟を同時に営んでいた。狩猟についてみると、狩場の土地の価値はそこで獲れる獲物に依存していた。鹿が減少して、狩場が耕地に変わったとしても、その土地の価値は高くならなかった。オランダと鄭氏の時代の文献によると、台湾原住民は農耕にそれほど秀でていたわけではなかった。彼らからみると、鹿がいなくなることは、土地そのものも無価値になることを意味した。このように推測すると、原住民の私有地から地上の獲物が離れていくと、彼らは広大な私有地を低価格で販売あるいは貸し出すことを望むようになった。それに対して、開墾と農耕に秀でていた漢人からすると、喜んで広大な面積の土地を購入して、農地に開墾することができた。

土地の開墾には資金と労働力が必要である。清朝統治初期に開墾証を申請できたのは、ほとんどが「有力な家」であり、原住民から土地を購入する場合でも、彼らは資金を獲得できる力を示すことができた。しかし、広大な面積の土地の開墾には大量の労働力も必要である。また、官府が開墾証を発給した後、3年あるいは6年後には陸科を必ず納めなければならない。そのため開墾には

時間という圧力もあった。開墾の申請面積が広大になればなるほど、期限内に官府に納める陸料の圧力もより大きくなった。土地開墾の権利を取得した人は、自分で農夫を雇い開墾することもできたが、開墾作業の管理・監督の責任を負う人材も必要であった。清朝統治初期、台湾島内の交通は不便であり、中北部の広大な土地の開墾権利を取得した人は、おそらく台南、あるいは中国大陆に居住していたであろう。そのため、開墾の管理と監督のコストの問題もあった<sup>37)</sup>。以上の点を考慮すると、土地そのものを直接に他人の開墾の手に委ねるのが最も良い選択となり、ここに大小租制度が誕生した。

以上の考察をまとめると、台湾で大小租制度が盛んであった原因は次のように整理される。

- ①清朝統治初期、有力者は容易に広大な面積の土地の開墾権を取得できた。
- ②自ら開墾を行うには管理と監督のコストが高かった。

## (2) 監督コスト

開墾面積と監督コストの2つの要因から大租の起源について考察してきたが、われわれはこの角度から大租契約の特徴についても考察することができる。雍正11年(1733年)、南大肚山の業主、楊秦盛は開墾者と次のような契約を結んでいる。

佃戸を募集した業主楊秦盛が買い置いた草地が一カ所ある。…(略)…今、楊文達は前後して佃戸に開墾を認め、…(略)…その荒地をよく整備し、佃戸が自ら牛と犁、耨種を用意して耕作をはじめさせた。年あたり、およそ雑穀を植え、1割95分を控除し、それを欠くことを認めない。灌漑を引いて水田として成立した場合、初年は甲あたり4石の地代を納め、2年目は甲あたり6石の地代を納め、3年目には測量を行って、甲あたり8石の地代を納めると定める。また、豊作不作に関係なくすべて納めるとし、増減は認めない。…(略)…さらに地代は粟で納めるとし、風にさらして乾燥させたのち、港で倉に入れる。永年変わらないものとする。年に応じて農具の修理を行うが、

佃戸が自分で行うものとする。

この契約は大租契約のいくつかの特徴をよく示している。第一に、「自ら牛と犁、耨種を用意」とあるように、開墾者は必ず牛犁と種を自分で用意する必要があった。文面からみると、開墾権利の所有者と実際の開墾者はそれぞれ開墾のコストを分担していたと説明できよう。しかし、監督コストの観点からみると、開墾者が自前で牛犁と種を準備するため、開墾権の所有者は監督の責任を免除されている。これは大租制度の精神と一致している。

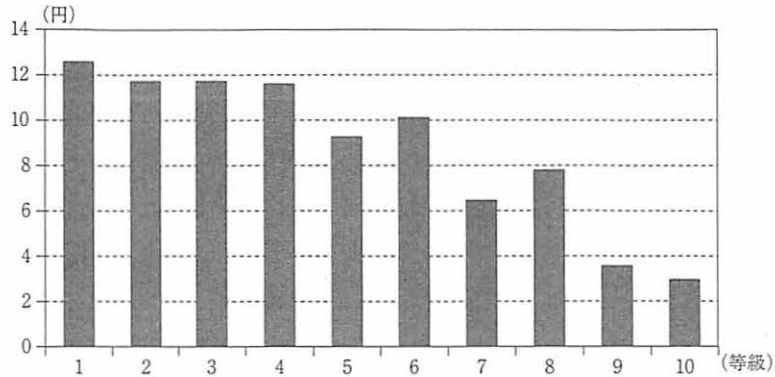
第二に、ほとんどすべての土地開墾契約の中で、最初の3年間は定率地代(sharecropping)が採用されており、その後は定額地代(fixed-rent)が採用されている。開墾の最初の3年間は、リスクが比較的高く、開墾証を所有する人と実際の開墾者が共同でリスクを負担していたことを意味する。しかし、水田の開墾が成功したのちは、大租は定額地代となった。その主な理由は、定率地代制度のもとでは、監督の問題が容易に解決しなかったからである。

先に引用した契約は、大租契約のもう1つの特徴も示している。それは契約の中で「3年目には測量を行って、甲あたり8石の地代を納めると定める。…(略)…永年変わらないものとする」と定められているように、大租契約は無期限契約であった。無期限契約というものは現代経済の中ではほぼ存在しないが、清朝統治初期の開墾環境をみると、無期限契約とされた理由を理解することは難しくはない。監督コストの問題を解決するために、開墾の中で必要とされる人的、物的資本はすべて小租戸の負担とされた。もし契約に期限があれば、地代納入の際に、小租戸が開墾活動に投入した価値を双方で推算する必要がある。そして大租戸は小租戸に対して投資額を支払う必要がある。

しかし、長時間の努力によってはじめて開墾が成功するため、小租戸が投入した人的・物的価値の総額はかなり高額になる。その結果、大小租戸の間で容易に金額の合意にいたらない。また、開墾契約が有期限であれば、小租戸は自分の投入が将来減価する可能性を心配するであろうし、このような考えは彼らが開墾に進んで参加する意欲にも影響する。このように、実際の開墾者はどち



図1-1 等級別でみた水田の大租金の平均額



出典：臨時台湾土地調査局編『臨時台湾土地調査局第五回事業報告』（台湾總督府文書課、1905年）付表第19号。

らかとえば有期限の開墾契約を結ぼうとはしない。経済全体の観点からみると、無期限契約の長所は、小租戸が開墾活動に余力を残すことなく没頭し、土地の生産力を上昇させることであった。

表面的には、無期限契約は大租戸に対して不利のように見える。しかし、大租権と小租権は分離して売買することができた。土地開墾の成功ののち、大租戸は市場価格で小租戸から小租権を買うことができた。また小租権の価格は事実上小租戸の投入を包含していた。そのため、無期限契約も、市場で決定された小租戸の投入の価値に基づいて、大小租戸の間の同意により成立したと見ることができる。有期限契約と比較してみると、無期限契約は、土地生産力の上昇のために投入される労働と資本について、小租戸が考慮しなくてもよい。このように比較的効率がよい契約形態であった。

以上の叙述を整理すると、大租契約の特徴は「3年目には測量を行って、甲あたり8石の地代を納める」の規定、すなわち大租金額が長期的に変わることなく維持されていたことにある。図1-1は、臨時台湾土地調査局が各等級の水田の大租金を調査した結果を図示したものである。清朝統治期、水田の等級分類は簡単なものであったが、土地調査ののち、10等級に細分化された。その

うち、1等級は生産力が最高の土地を意味する。水田の大租は稲粃で納められた。臨時台湾土地調査局は粃の単価をかけることで、大租金額に換算している。土地調査の時期、台湾中南部の粃の価格は北部よりも低かったため、同じ量の大租粃では大租金額の評価額が変わる可能性がある。しかし、文献の上では、土地の等級が上位の場合、大租粃の価格も比較的高いと述べられており、図1-1はこの説明を傍証している。

土地開墾ののち、地主が土地生産力の上昇に絶えず努めた土地では、その等級もより高くなる。このような状況では、大租金はそれにしたがって上昇し、固定値であってはならない。そう推論すると、「甲あたり8石の地代を納めると定める。…(略)…永年変わらないものとする」の規定はいささか奇妙に思われる。しかし、大小租制度では、労働と資本を投入して土地生産力を上昇させたのは小租戸である。土地生産力が上昇すると、地主の収益が増加する。しかし、これは小租戸の努力の成果であるため、大租戸に帰することがない。そのため、開墾契約の中で大租粃の数量と金額が固定されているのは、大小租制度の精神と一致している。

しかし、土地生産力の上昇が小租戸の努力に依らない土地もあった。例を挙げると、政府が灌漑システムを建設して、灌漑区域内のあらゆる水田の生産力が上昇した場合である。このような状況では、われわれは大小租戸の両方が土地生産力の上昇の利益を享受したと推測する。しかし、清朝統治期の台湾の灌漑システムは、いずれも民間によって自主的に建設が進められたので、先述した推測の可否を検証することができない。

#### 第4節 大租権の地区分布

前節の分析によって、台湾で大租の実例が多い原因は、墾戸が広大な面積の土地の開墾権利を容易に取得できたからであると知った。しかし、開墾のために台湾にやってくる漢人が増えてくると、官府が与える開墾面積は徐々に小さくなっていった。1730年代末、清朝中央は漢人が原住民の土地を購入するのを

禁止する。すると、漢人は原住民から土地を借りて開墾するようになった。ただし、台湾に来る漢人の数が持続的に増加するにつれて、大きな土地を借り入れる可能性も徐々に小さくなっていった。このように、清朝統治初期は大租権の実例が比較的多いのに対し、その後は徐々に実例が少なくなっていたとわれわれは推測する。本節は、臨時台湾土地調査局の資料から台湾各地の田畑における大租の比率を計算し、以上の推測を検証する。

臨時台湾土地調査局が出版した『田収穫歩合、取得歩合、初玄米比較歩合調査書』は、全台湾の街庄について、大租金が総収穫金に占める比率の調査結果を掲載している。たとえば、台北庁の大稻埕街は合計66甲の水田があり、年間の収穫米は1964石である。そのうち、上等の水田は4甲、中等は56甲、下等は5甲、下の下は1甲ある。大租については、大稻埕街の水田にあったか、なかったかを知ることができるにすぎないが、調査資料では全体として佃戸が毎年納める大租米は総収穫米の3%である記されている。水田全体の中に占める大租面積の比率を資料から以下のように推計した。

$X^k$  は街庄  $k$  の大租金総額が総収穫金に占める比率である。すなわち、

$$X^k = \frac{\sum_i r_i q_i a_i}{\sum_i y_i a_i} \quad (1)$$

そのうち、 $r_i$  は当該街庄  $i$  等級の水田の甲あたり大租金の平均、 $q_i$  は  $i$  等級の水田が大租の面積に占める比率、 $a_i$  は  $i$  等級の水田面積、そして  $y_i$  は  $i$  等級の水田の甲あたりの平均収穫金である。このように、上述の式の分母は街庄  $k$  の総収穫金、分子は大租金の総額である。しかし、われわれは各街庄の  $r_i$  の統計を入手できないため、全台湾の平均値  $\bar{r}_i$  で  $r_i$  を代替することで以下のように計算する。

$$X^k = \frac{\sum_i q_i \bar{r}_i a_i}{\sum_i y_i a_i} \quad (2)$$

等号右辺の分子と分母はいずれも  $\sum_i \bar{r}_i a_i$  で除することができる。

$$X^k = \frac{\sum_i \bar{r}_i q_i a_i / \sum_i \bar{r}_i a_i}{\sum_i y_i a_i / \sum_i \bar{r}_i a_i}$$

$\bar{q}^k$  を  $k$  庄の水田における大租の加重平均でみた比率、すなわち  $\sum_i \bar{r}_i q_i a_i / \sum_i \bar{r}_i a_i$  とすると以下ようになる。

$$\bar{q}^k = \frac{\sum_i \bar{r}_i q_i a_i}{\sum_i \bar{r}_i a_i} = \frac{X^k}{\sum_i \bar{r}_i a_i / \sum_i y_i a_i} \quad (3)$$

式(3)の加重平均のウェイトは、各等級の水田の大租金額が総大租金額に占める比率である。比較的良好な等級の水田の大租金は比較的高いので、等級が高い水田が比較的多い庄の場合、式(3)から求められる  $\bar{q}^k$  の値は単純平均で求められる値よりも大きくなる。一方、推計に誤差を発生させる要素の1つとして米価があげられる。水田の小租戸は慣例的には稲粃で大租戸に地代を納めていた。しかし、式(3)の水田収穫金  $y_i$  は米価と数量をかけた値である。臨時台湾土地調査局は収穫金を計算するときは、台中以北の米価の場合、石あたり6.5円、彰化以南の場合5.5円で換算している。そのため、式(3)では、台中以北の比率が高めに、彰化以南は低めに計算されることになる。

台北庁大稻埕街を事例として大租面積の比率がどのように計算されるかを説明する。大稻埕には合計66甲の水田があり、そのうち上等4甲（甲あたり収穫金230円）、中等56甲（192円）、下等5甲（154円）、下の下1甲（128円）、総収穫金は12570円であった。大租金が総収穫金に占める比率  $X^k$  は3%である。これらの水田を1905年新訂の等級に基づいて、1等級、2等級、4等級、5等級としてみると、大租金の平均額は、それぞれ12.609円、11.736円、11.625円、9.242円となる。したがって、 $\bar{q}^k$  は以下のように求められる。

$$\bar{q}^k = \frac{3\%}{755.019/12,570} = 48.66\%$$

$\bar{q}^k$  は1より小さくならなければならないが、実際の計算結果では少数の街庄で比率が1よりも大きくなった。その主な原因は、 $X^k$  の値が甚だしく大きいためである。たとえば、台北擺接堡の永和庄は  $X^k = 15\%$  で、計算の結果  $\bar{q}^k = 2.093$  となった。調整のために依拠できる資料がないため、以下の分析では推計から導きだされた数字をそのまま利用する。

表1-2 竹塹地区の大租水田の比率

	漢人開墾区	平埔族保留区	隘墾戸開墾区
	(121庄)	(86庄)	(73庄)
水田	31.5%	14.3%	2.0%
畑	18.9%	6.7%	0.9%

出典) 各区域の境界は柯志明『番頭家：清代台湾族群政治與熟番地権』(中央研究院社会研究所、2001年)327頁に依拠。

かをより深く分析することができる。施添福は竹塹地区の開発過程を分析し、竹塹地区を漢人開墾区、平埔族保留区、隘墾戸開墾区に分類した<sup>38)</sup>。清朝統治初期、漢人が続々と台湾にやってきて開墾を進めると、漢人と原住民の間で紛争が頻繁に発生するようになった。清朝中央は、漢人と原住民の間の衝突を解決する方策として、漢番境界を設けた。およそ1720～30年代にかけて、清朝中央は主に漢人と平埔族原住民の間に境界を設けた。ただし、1745年前後に「生番を境界内、漢人を境界外、そして熟番をその中間に置く」という3区分が出現するようになる。漢人の活動区域は漢人開墾区、熟番の活動区域は保留区、そしてさらに山間部に位置する区域を隘墾戸開墾区と呼ぶようになった。

開墾の時期からみると、漢人開墾区の開発が先行し、保留区の開発がそれに続く。隘墾戸開墾区はさらにのちに開発された。先述した推測に基づけば、漢人開墾区の田畑の大租面積比率は保留区より高く、保留区は隘墾戸開墾区よりも高くなるはずである。表1-2は推計結果である。水田についてみると、漢人開墾区の大租の比率は31.5%、保留区が14.3%、隘墾戸開墾区が2.0%である。畑についても同様の現象がみられる。表1-2の結果は先述した大租の起源についての説明と予想どおり一致した。

## (2) 台湾の開墾過程

竹塹地区における大租面積比率の高低は、「時代が下がるにつれて大租権の事例が少なくなっていく」という推論と一致するが、われわれはこれだけで台湾の大租権が主にどの時期に出現したのかを確定することにはならない。施添福は、漢人開墾区ではおおよそ1710年代から比較的規模のある開墾活動がは

## (1) 竹塹地区の大租権の分布

以上の数式から各庄の田畑に占める大租の比率を計算することで、われわれは大租が台湾の各地でどのように分布していた

じまったと考えている。雍正年間(1722～35年)に入ると、「熟番に保留されていたわずかな自耕地を除けば、ほぼすべて漢人開墾者(墾戸)の手中に落ちた」<sup>39)</sup>。事実上、竹塹地区の開発は中南部地区よりも遅れてはじまったため、われわれは竹塹地区の大租面積の比率が中南部地区よりも低いと推測する。

図1-2は各街庄の大租面積の比率を描いたものである。白色で表示された地区は、その街庄内に水田がない。最も薄い灰色で表示された地区は大租面積の比率が20%以下。つまり、色が濃くなるにつれて大租面積の比率が高くなる。次に濃い灰色で表示された地区は、大租面積の比率が20%より高く、40%以下となる。以下同様である。図1-2が示すように、台中以南の地区の大租面積の比率は、明らかに北部の地区よりも高く、先述した大小租制度の解釈と一致している<sup>40)</sup>。

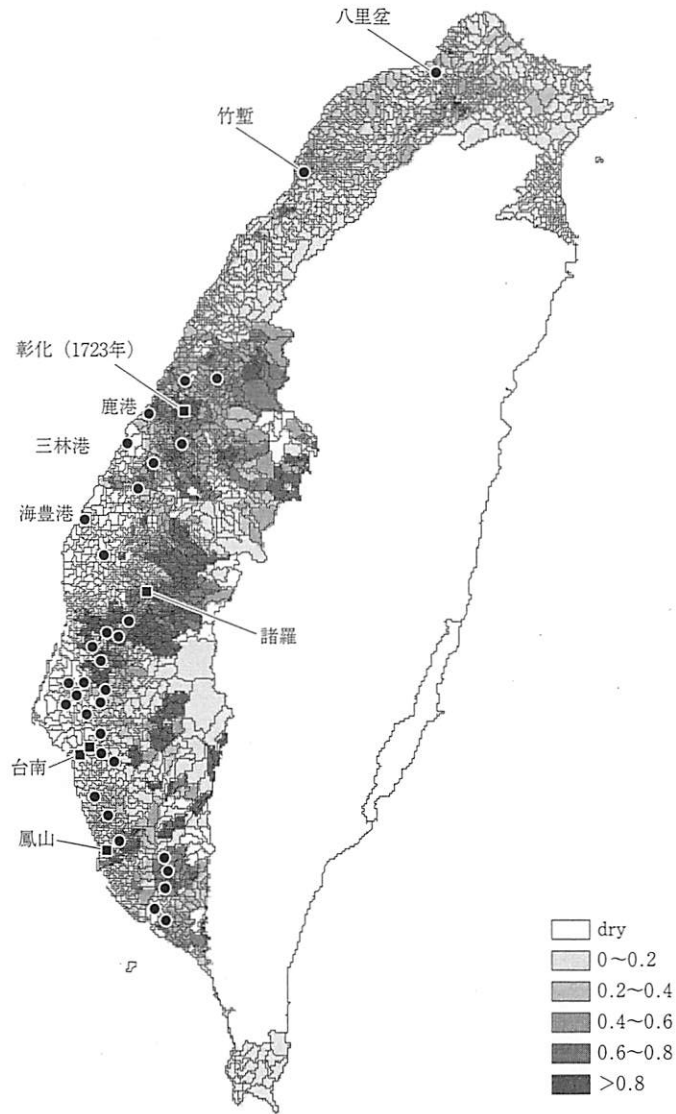
図1-2の中で丸で示した個所は、『重修福建台湾府志』の中ですでに市街が形成されていたと記載されている場所である。四角は県庁所在地を指し、そのうち彰化県は1723年に設置された。これらは1684年以来、早期的に設置が進められた県である。彰化県が1723年に設置されたことが示すように、18世紀前半の20年の間に、台南以北から現在の台中地区にかけて開墾活動がかなり進展した。土地開墾ののち、産出量が増加し、人口が密集し、商業活動も活発となり、市街の形成が進んだ。

図1-3は各庁の水田の大租面積の比率である。庁の比率は、その所轄の街庄の単純平均で求めた。図1-3が示すように、塩水港と嘉義の比率が最高に位置し、その後に中部一帯、すなわち彰化、南投、台中が続く。恆春の水田には大租がまったくない<sup>41)</sup>。恆春庁を除くと、深坑庁の比率が最低で、その次が宜蘭庁となる。仮に各庁の単純平均を求めると、全台湾の水田面積に占める大租の比率は35.3%となる(恆春は計算に含めず)。

## おわりに

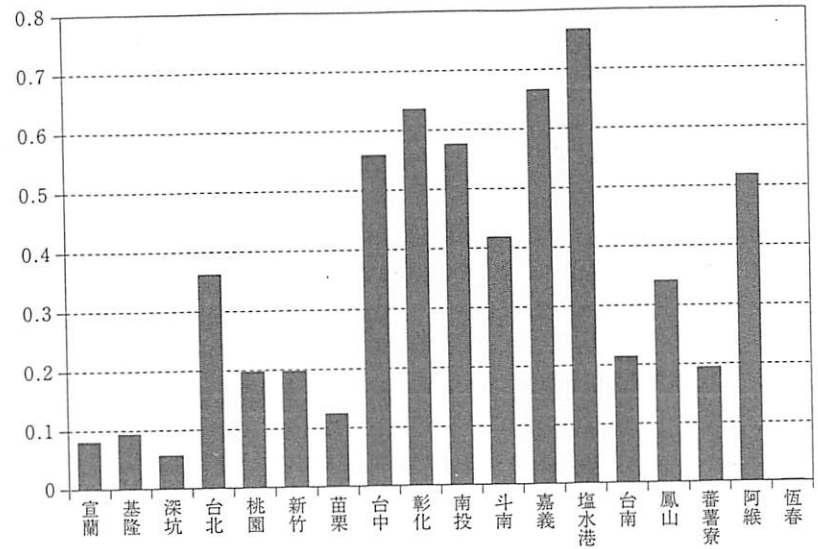
本章は、台湾大小租制度の起源、そして大租田畑の分布状況について土地調

図1-2 大租水田が水田総面積に占める比率



備考：西部平原区域が白色で表示されているのは、水田がないからである。ごく一部の村は、100%を超過しているが、それは推計の誤差を間接的に反映している。■は県庁所在地を示す。●はおよそ1740年以前から形成された市街。市街資料は劉良璧『重修福建台湾府志』（行政院文化建設委員会復刻版、2005年）175～179頁に依拠した。

図1-3 各庁における大租水田の水田総面積に占める比率



備考：各庁の比率は各庁における庄の単純平均により求めた。

査資料から分析した。大小租制度の起源の問題については、われわれは大小租制度が2つの要因から台湾で興隆したとみた。第一に、清国統治初期の有力者は広大な面積の土地の開墾権利を容易に取得できたこと。第二に、土地開墾の管理と監督のコストが高かったことである。18世紀初頭以降になると、広大な面積の土地開墾権を取得することは徐々に難しくなっていった。これが示すように、大小租制度の実例も徐々に少なくなっていった。20世紀初頭、臨時台湾土地調査局は、台湾の大小租の実例を調査した。本章は、この調査資料を整理することで、水田において大租比率が高い地区を見出した。その地区は、全体的にみると、台湾において開発が比較的早い地区でもあった。これから、われわれは水田における大租比率の分布図から台湾開発のプロセスを示すことができると推論した。

\*シンポジウムに参加した立教大学、台湾大学、政治大学、世新大学、中正大学、そし

て国史館の皆様から貴重な批評とコメントをいただいた。また、助手の王篤盛氏、盧佳慧氏は、資料の入力と地図の作成に協力してくれた。記して感謝申し上げる。さらに、貴重な台湾堡図のGISシステム資料を紹介・提供してくれた葉高華氏には特に感謝申し上げます。

## 注

- 1) 農畜産業の生産額の推計は、吳聰敏「台湾農畜業之生産額：1902-52」(『経済論文叢刊』29(3)、2001年9月)302~338頁を参照されたし。
- 2) 臨時台湾土地調査局編『臨時台湾土地調査局第五回事業報告』(台湾総督府文書課、1905年)139頁。
- 3) 江丙坤『台湾田賦改革事業之研究』(台湾銀行、1972年)18頁。
- 4) 吉井友兄『台湾財政視察復命書』(大蔵省、1896年)299頁。
- 5) 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』(岩波書店、1929年)23頁。
- 6) 前掲『台湾田賦改革事業之研究』。
- 7) 江樹生『荷蘭台湾長官致巴達維亞總督書信集I、1622-1626』(南天書局、2007年)251頁。
- 8) 麻豆社とオランダ東印度会社の和訳の内容は以下を参照。Blussé, Leonard and Everts, Natalie *The Formosan Encounter, volume II* (Shung Ye Museum of Formosan Aborigines, 2000) pp. 15-16. オランダ統治期台湾の土地所有権制度の分析については以下を参照。韓家宝(鄭維中訳)『荷蘭時代台湾の経済、土地と税務』(播種者文化、2002年)第2章。
- 9) 1 morgen は1甲にはほぼ等しい。江樹生『梅氏日記』(漢声出版社、2003年)62頁。
- 10) そのうち、甘蔗1668 morgen、米6026 morgen、大麦および野菜果物376 morgen。程紹剛『荷蘭人在福爾摩沙』(聯経、2000年)496頁。
- 11) 曹永和「鄭氏時代之台湾墾殖」(曹永和『台湾早期歴史研究』1979年)263~264頁。
- 12) 六十七・范咸『重修台湾府志』(行政院文化建設委員会復刻本、2005年)上冊、284頁。
- 13) 季麒光『蓉洲詩文稿選輯・東寧政事集』(香港人民出版社、李祖基編、2006年)158頁。
- 14) 同前、160頁。
- 15) 前掲『重修台湾府志』上冊、284頁。
- 16) 前掲『蓉洲詩文稿選輯・東寧政事集』160頁。
- 17) 臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法』(1910年)第1巻上、247~468頁。
- 18) 同前、268頁。
- 19) 前掲『台湾財政視察復命書』294頁。
- 20) 前掲『台湾私法』第1巻上、456頁。
- 21) 前掲『蓉洲詩文稿選輯・東寧政事集』182、201~206頁。
- 22) たとえば、小竹上里の大部分は施家が開墾証をもつ土地であった。臨時台湾旧慣調査会『台湾土地慣行一斑』(臨時台湾土地調査局、1905年)第一編、80頁を参照。日本統治初期の土地調査によると、小竹上里には7つの庄があり、そのうち6つに水田があった。その甲あたりの平均収穫量は米22石であった。初1石あたり0.48石の米を生産できたため、甲あたりの平均収穫量は初45.8石であった。この数字から、大租が初収穫量に占める比率は17.5%となる。土地調査の資料について以下を参照。臨時台湾土地調査局『田收穫及小租調査書』(1905年)384頁。臨時台湾土地調査局『田收穫歩合、收得歩合、初玄米比較歩合調査書』(1905年)127~128頁。
- 23) 24) 前掲『台湾私法』第1巻上、456頁。
- 25) 同前、269頁。
- 26) 李丕煜『鳳山県志』(行政院文化建設委員会復刻本、2005年)131頁。
- 27) 前掲『台湾私法』第1巻上、353頁。
- 28) 台湾銀行『清高宗実録選輯』(台湾銀行、台湾文献叢刊第186種、1964年)9頁。
- 29) 台湾銀行『清代台湾大租調査書』(台湾銀行、台湾文献叢刊第152種、1963年)319~320頁。
- 30) 前掲『台湾土地慣行一斑』第一編、11頁。
- 31) 高賢治編『大台北古契字二集』(台北市文献委員会、2003年)535~537頁。
- 32) 臨時台湾土地調査局『大租取調書』(1904年)73頁。前掲『臨時台湾土地調査局事業報告第五回』99頁。
- 33) 前掲『台湾私法』第1巻上、246~268頁。
- 34) 前掲『台湾土地慣行一斑』第一編、112頁。前掲『田收穫及小租調査書』313~314頁。
- 35) 沈起元「治台湾私議」(『清経世文編選録』台湾銀行、1968年)6~12頁。
- 36) 施添福「竹塹、竹塹埔和『鹿場半被流民開』」(『台湾風物』39(3)、1989年)45頁。Shepherd, John Robert, *Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier, 1600-1800*, Stanford University Press, 1993, pp. 258-259.
- 37) 土地賃貸の交易コストとモラル・ハザードの問題についての分析は以下を参照。Allen, Douglas W. and Lueck, Dean, "The role of risk in contract choice," *Journal of Law, Economics, and Organization*, 15(3), 1999.

- 38) 施添福「清代竹塹地区的土牛溝和区域發展——一個歷史地理学的研究」(『台湾風物』40(4)、1990年)。
- 39) 同前、82~83頁。
- 40) 台湾の開墾プロセスについての分析は、Shepherd, *op. cit.*, pp. 168-176を参照。
- 41) 前掲『臨時台湾土地調査局事業報告第五回』112頁によると、恆春庁には事実上9名の大租所有者がいて、87名の小租人がいた。ただし、これらはおそらく畑の大租である。しかし、同書の第17表によれば、恆春庁の水田の甲あたりの大租金の平均は5.40円、畑は0.195円とある。われわれは、恆春庁では大租の耕地の土地調査ののち、もともと畑であった耕地が水田に変わったのではないかと推測している。

## 第2章 台湾縦貫鉄道をめぐる「官設論」と「民設論」

老川 慶喜

### はじめに

東京商業会議所会頭の洪沢栄一は、日清戦争後の1896年8月1日、新領地となった台湾の「実業上ニ対する当局ノ意見」を開くために、内閣総理大臣の伊藤博文や台湾総督の桂太郎らを柳橋の料亭亀清楼<sup>かめせいろう</sup>に招いて宴会を開いた。席上、伊藤博文は、台湾に「各種ノ事業」を起こさなければならないとし、「到底政府ノ力ヲ以テ是等ノ事業ニ著手スルコトハ先ツ絶エテ為サズ積リテアリマス、所謂商工業者ヲシテ之ヲ為サシメ、之ニ利便ヲ与ヘテ十分ニ其發達ヲ図ラシム様ニ、政治上ノ効力ヲ及ホサシメナクテハナラヌ」と、官民一体となって台湾開発を進めることを強調した。そして、政府は「成ルヘク速ニ此島ニ事業ノ起ランコトヲ希望」しており、そのためには「トウシテモ資本家・事業家ノ尽力ニ頼ラサルヲ得ヌノ」で、「其目的ヲ立テ其利ヲ収メシムルニ十分ノ保護を与フルモノテアリマス」と、民業保護の方針も明らかにした<sup>1)</sup>。

ところで、台湾の産業開発にあたっては、「交通運輸海陸共に其便に乏しきは台湾の第一病源」で、「鉄道敷設問題が刻下の急要なるは多言を要せず」と認識され<sup>2)</sup>、基隆から打狗<sup>たぐ</sup>(高雄)にいたる台湾縦貫鉄道の敷設が企てられていた。冒頭で記したように、日本政府は、台湾の産業開発を民業保護のもとに官民一体となって進めるとしていたが、台湾縦貫鉄道の敷設も政府の手厚い保護政策のもとで民間資本によって企てられた。1896年9月に外務大臣に就任し